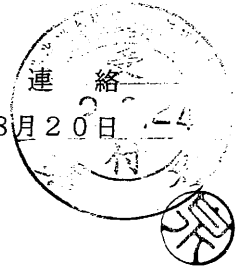


事務連絡
令和2年8月20日



各障がい者福祉団体事務局長 様

北海道保健福祉部福祉局
障がい者保健福祉課長補佐

障がい者福祉団体（当事者及び家族）活動に対する協力について（依頼）





日頃から、本道における障がい者福祉行政の推進につきましては、格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、障がい当事者やその家族を会員とする福祉団体からは、会議や研修会などにおいて、新規会員が増えず、会員の高齢化が深刻であるとの意見が多数出されています。

障がいのある方々やその家族の方々が、福祉関係団体の活動を通じ、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、生きがいを持って生活できる地域づくりが重要でありますことから、今般、道としては、別紙（写）のとおり、各市町村に対して、標記に係る協力依頼の通知を行いましたので、情報提供します。

お忙しいところ恐縮ですが、貴団体におかれましては、団体活動等の周知啓発のため、貴会地区組織等とも連携し、各市町村障がい者福祉担当課に対して、貴会会報等の配布の協力依頼等について、ご検討をいただければ幸いに存じます。

連絡先：社会参加係
電話：011-204-5278

担当	所長	書記
		 



障福第 1460 号
令和 2 年 8 月 20 日

各市町村障がい福祉担当課長 様

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長

障がい者福祉団体（当事者及び家族）活動に対する協力について（依頼）

日頃から、本道における障がい者福祉行政の推進につきましては、格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、障がいのある方々の社会参加促進のため、各障がい者福祉関係団体の代表者や行政機関等で構成する「北海道障害者社会参加推進協議会」を設置し、関係する事業の推進に関する情報交換などを行っておりますが、障がい者福祉関係団体からは、団体の啓発活動を積極的に行っているが、なかなか新規会員が増えず、会員の高齢化が深刻であるとの意見が多数出されているとともに、各障がい者福祉団体の研修会等においても、同様の意見が出されております。

障がいのある方々やその家族の方々が、福祉関係団体の活動を通じ、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、生きがいを持って生活できる地域づくりは重要であり、「北海道障がい者条例（基本理念：第 3 条（1））においては、障がい者の権利を実現し、及び社会参加を確保するための社会生活に関する施策の推進に当たっては、「行政機関、学校、地域社会、道民、事業者その他関係団体が、相互に連携して社会全体で取り組むこと。」となっております。

つきましては、当該条例の趣旨や福祉団体の現状等にご理解をいただき、障がい当事者やその家族を会員とする福祉団体から、当該団体活動等の周知啓発のため、会報等の配布依頼があった場合には、市町村窓口における身体障害者福祉手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳の交付時に、会報等も配布していただき、併せて、次の例を参考にさせていただくなど、当該福祉団体の紹介について、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

○紹介令

福祉団体の紹介に当たっては、「同じ障がいのある方々の団体です。何か問い合わせや相談する場合は、こちらに連絡先が記載されています。」と、簡潔な説明をしていただければ結構です。

来庁者（当事者及びその家族）から、団体に関する具体的な質問等があった場合は、当該団体へ問い合わせさせていただくようにお伝えいただければ十分と考えております。

連絡先：社会参加係

電 話：011-204-5278